

障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障がい福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障がい福祉サービス等の提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、

- ・通所系サービス事業所（※1）及び短期入所サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、県から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること
- ・障害者支援施設等（※2）においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等に対して、保健所の指示に従ってサービスを提供すること
- ・訪問系サービス事業所（※3）においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等に対してサービス提供を継続すること
- ・また、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所（以下通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称して「障がい福祉サービス等事業所」という。）については、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること、又は代替サービスを確保するための調整を行うこと、相談支援事業所（※4）は、代替サービスの提案に必要な協力を行うこと

等がそれぞれ求められる。

本事業は、これらを踏まえ、障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障がい福祉サービスを継続して提供できるよう、通常障がい福祉サービス等の提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

※1 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

※2 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※3 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

※4 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2 事業内容

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別表のとおりとする。

(1) 障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、

- ① 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等
- ④ ①～③以外の障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障がい福祉サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

(2) 障がい福祉サービス等事業所との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、

- ・ (1)の①又は②の障がい福祉サービス等事業所・障害者支援施設等、相談支援事業所
- ・ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障がい福祉サービス等事業所

の利用者の必要な障がい福祉サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

附 則

この実施要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

基準単価		(1) 障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業				(2) 障がい福祉サービス等事業所との連携支援事業			
事業区分	サービス種別	令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等 ① 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所 ② 利用者又は職員に感染者が発生した障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等		④ ①から③以外の事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所（※3）		令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当する事業所・施設等の利用者の受入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所・施設・障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所 ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障がい福祉サービス等事業所			
		各サービス共通	<加算分> 当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所（※3）	各サービス共通	各サービス共通				
通所系	1 療養介護	1,978 千円	/事業所	左記に加えて、1,978 千円	/事業所	1,978 千円	/事業所	989 千円	/事業所
	2 生活介護	631 千円	/事業所	左記に加えて、631 千円	/事業所	631 千円	/事業所	316 千円	/事業所
	3 自立訓練(機能訓練)	288 千円	/事業所	左記に加えて、288 千円	/事業所	288 千円	/事業所	144 千円	/事業所
	4 自立訓練(生活訓練)	228 千円	/事業所	左記に加えて、228 千円	/事業所	228 千円	/事業所	114 千円	/事業所
	5 就労移行支援	221 千円	/事業所	左記に加えて、221 千円	/事業所	221 千円	/事業所	110 千円	/事業所
	6 就労継続支援A型	279 千円	/事業所	左記に加えて、279 千円	/事業所	279 千円	/事業所	140 千円	/事業所
	7 就労継続支援B型	294 千円	/事業所	左記に加えて、294 千円	/事業所	294 千円	/事業所	147 千円	/事業所
	8 就労定着支援	44 千円	/事業所	左記に加えて、35 千円	/事業所	35 千円	/事業所	17 千円	/事業所
	9 自立生活援助	23 千円	/事業所	左記に加えて、19 千円	/事業所	19 千円	/事業所	9 千円	/事業所
	10 児童発達支援	271 千円	/事業所	左記に加えて、271 千円	/事業所	271 千円	/事業所	136 千円	/事業所
	11 医療型児童発達支援	172 千円	/事業所	左記に加えて、172 千円	/事業所	172 千円	/事業所	86 千円	/事業所
	12 放課後等デイサービス	257 千円	/事業所	左記に加えて、257 千円	/事業所	257 千円	/事業所	128 千円	/事業所
短期入所	13 短期入所	146 千円	/事業所	左記に加えて、146 千円	/事業所	146 千円	/事業所	73 千円	/事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	1,013 千円	/施設	左記に加えて、1,013 千円	/施設	1,013 千円	/施設	506 千円	/施設
	15 共同生活援助(介護サービス包括型)	335 千円	/事業所	左記に加えて、335 千円	/事業所	335 千円	/事業所	167 千円	/事業所
	16 共同生活援助(日中サービス支援型)	299 千円	/事業所	左記に加えて、259 千円	/事業所	259 千円	/事業所	129 千円	/事業所
	17 共同生活援助(外部サービス利用型)	150 千円	/事業所	左記に加えて、150 千円	/事業所	150 千円	/事業所	75 千円	/事業所
	18 福祉型障害児入所施設	985 千円	/施設	左記に加えて、985 千円	/施設	985 千円	/施設	493 千円	/施設
	19 医療型障害児入所施設	529 千円	/施設	左記に加えて、529 千円	/施設	529 千円	/施設	264 千円	/施設
訪問系	20 居宅介護	107 千円	/事業所	-	-	-	-	41 千円	/事業所
	21 重度訪問介護	175 千円	/事業所	-	-	-	-	67 千円	/事業所
	22 同行援護	60 千円	/事業所	-	-	-	-	23 千円	/事業所
	23 行動援護	106 千円	/事業所	-	-	-	-	41 千円	/事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	33 千円	/事業所	-	-	-	-	11 千円	/事業所
	25 保育所等訪問支援	35 千円	/事業所	-	-	-	-	13 千円	/事業所
	26 計画相談支援	50 千円	/事業所	-	-	-	-	25 千円	/事業所
相談系	27 地域移行支援	36 千円	/事業所	-	-	-	-	18 千円	/事業所
	28 地域定着支援	38 千円	/事業所	-	-	-	-	19 千円	/事業所
	29 障害児相談支援	37 千円	/事業所	-	-	-	-	18 千円	/事業所
対象経費の例(※5)		<p>○ 障がい福祉サービス等事業所・障害者支援施設等・相談支援事業所のサービス継続に必要な費用 ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用 イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 エ 連携先事業者への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用 オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用</p> <p>○ 通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用 カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用 キ ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用(通信費は除く。)</p> <p>○ 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用 ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等 ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</p>		<p>○ 訪問サービス実施に係る費用 コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当 ク 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 シ 訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用 ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用 セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用</p>		<p>○ 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用 ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用</p> <p>○ 職員の応援派遣に係る費用 ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)</p>			

助成額の算定

- ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出(見込)額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。
- ・1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障がい福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 (1)④及び「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業者」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。

※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。

※5 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である県が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。